

今回の料金改定について、よく頂戴するご質問を Q&A にしました。

(2025 年 5 月 15 日更新)

**Q1: 「製品」の場合、当社の年間ライセンス料はいつから変更になりますか。**

A1: 既契約者は、2025 年 10 月 1 日以降に到来する最初の契約更新日(エコマーク使用基本契約書に記載の「基準日」)から新料金を適用します。

初めてエコマークを取得される方は、2025 年 10 月 1 日以降にエコマーク使用基本契約書を締結する契約者から新料金を適用します。2025 年 9 月中(遅くとも 8 月 29 日までに申請し、書類充足が必要)に審査が完了していれば、向こう 1 年間は現行料金が適用され、次年度から新料金となります。

**Q2: 「サービス」で申請を検討しています。認定審査料はいつから新料金になりますか。**

A2: 新規申込は、2025 年 10 月 1 日以降(申込書の到着日)の商品認定審査から新料金を適用します。

9 月 30 日までに当事務局に申込書が到着していれば、現行料金を適用します。振込が後日となっても構いませんが、振込が確認できるまで審査は保留されます。

すでに認定を受けているサービス(施設)は、該当の商品類型の有効期限まで認定が有効です。その間、再審査はありません。有効期限満了後に、引き続きエコマーク認定を希望される場合に新基準で審査を受けていただきますので、その際に新料金の審査料が適用されます。なお、商品類型の有効期限は延長されることがあります。

**Q3: 「製品」の年間ライセンス料の改定は、前年分の売上高にも適用され、差額を請求されるのか。10 月 1 日以降の、年間ライセンス料の精算(調整)について、確認したい。**

A3: 売上高に基づく(前年度分の)確定年間ライセンス料と既払込年間ライセンス料との間に差額が生じた場合には、その過不足額を向こう 1 年間(本年度分)の年間ライセンス料ご請求の際に、充当または加算することにより精算(調整)することになっていますが、前年度分の既払込年間ライセンス料は、改定前の料金表で算定されているため、その確定ライセンス料は、改定前の料金表で算定します。その上で、改定後の料金表で算定した向こう 1 年間(本年度分)の年間ライセンス料ご請求の際に、充当または加算することにより精算(調整)いたします。